

【平成26年第4回定例会 総務委員会委員長報告資料】

平成26年12月17日 総務委員長 織田 勝久

○「議案第142号 市長の退職手当の特例に関する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

*市長の退職手当の金額について

現市長が1期4年在職した場合の試算は、給料月額125万円と任期満了までの在職月数48か月に支給率100分の52を乗じた金額3,120万円である。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第143号 川崎市土地利用審査会条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第151号 当せん金付証票発売の限度額について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第165号 平成26年度川崎市一般会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

*羽田連絡道路整備事業費の内容について

この10年間で大田区の状況や羽田空港エリア、道路などの状況が変化してきたことから羽田連絡道路に関する調査が必要となっている。既に事業の計画内容の精査を目的として、早期に調査が必要となる大田区の土地利用計画への影響など、必要となる基礎データを収集、調査するため、これに掛かる費用約2,000万円を予算の流用で対応した。今回の羽田連絡道路整備事業費に係る補正予算は、道路整備に係る環境影響評価や測量地質調査等に当たり、事業者、事業内容が決定次第、迅速に対応できるよう3年間の債務負担行為を設定するものである。

*羽田連絡道路の調査費用として予算約2,000万円を流用したことの適正性について

羽田連絡道路は国の道路整備事業の要素もあることから、調査費用として国の直轄道路事業負担金から予算を流用したものである。予算の流用は、予算の執行過程で喫緊の課題が生じて財源が必要となった場合に行っており、流用元が所期の目的を達成して不用額が発生した場合や、何らかの理由により目的の達成が困難になり不用額が発生した場合など、一定のルールに基づいて流用している。今回の予算の流用についても、流用元の事業執行に影響はなく、適正

な流用と考えており、議会にも十分理解が得られるよう事前に説明したところである。また、流用した予算は適正額を見込んでいるため、流用先で不用額が発生し、再度流用元に予算を戻すことは考えていない。

*** 過去の羽田連絡道路整備事業の調査費用について**

羽田連絡道路はこれまで多くのルート案の構想があったため、様々なケースに応じた調査を行ってきた。これからは具体的なルートを設定するため、より詳細な調査が必要になる。今後においても効果的な調査となるよう、その内容を精査し、事業実施に努めていきたい。

*** 羽田連絡道路を整備することによる市民の利便性の向上について**

殿町地区や市北部など居住地によって市民の利便性は様々であるが、羽田空港エリアと川崎区域が陸路で一体化することは交通ルートとしての幅が広がるだけでなく、税収面においても市全体に広く効果があると考えている。

*** 羽田連絡道路の事業主体の決定時期と羽田連絡道路の工事費用について**

事業主体は今後関係者と協議の上、年度内を目途に決定する予定である。工事費用は上流、中流、下流と3ルートの案があり、それぞれに橋やトンネルの整備手法を考えているため、現時点での工事費用は明確ではない。

《意見》

* これまで羽田空港エリアへの交通アクセスに不便を感じてきた市民や事業者もあり、羽田連絡道路の整備を望む声もあるため、市民ニーズの把握に努めてほしい。

* 羽田連絡道路の調査費用に予算を流用するのであれば、区役所が管理する道路や国道409号線の道路整備に支出すべきである。

* 羽田連絡道路の整備については、事業主体や市民の利便性などに対して明確な説明がない。また、羽田連絡道路の整備事業に緊急性はなく、補正予算の必要がないと考えることから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決